

2021年度 兵庫県相談支援従事者初任者

障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者

・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義

相談支援(障害児者) の目的

一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク 代表理事

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会

権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザー

玉木幸則₁

はじめに・・・

・この相談支援従事者研修初任者研修は、

- ・相談支援業務 3年～5年以上
- ・直接支援業務 10年以上
- ・有資格者等 3年～5年以上

の実務経験が必須となっています。

・当然、今から出てくる用語等は、知っている前提でお話ししていきますので、わからない人は、自主学習をしてください。

本科目の内容と獲得目標

【獲得目標（標準カリキュラム）】

- ① 人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。
- ② 利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。
- ③ 相談支援の基本的考えは、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。

【内容（標準カリキュラム）】

① 障害者の権利に関する条約（以下「CRPD」という。）、障害者基本法及び障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法及び障害福祉計画、障害者虐待防止法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。

② 講義等を実施する上では、障害児者が置かれている立場の理解を深めるために、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、内部障害、知的障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、難治性疾患など、多様な障害をもつ当事者による講義等、地域の実情に合わせた工夫を行う。

「相談支援の目的」 概要

障害児者の地域生活とその支援

障害児者の自立と尊厳の確保 社会参加

自己決定(意思決定)への支援
権利擁護 エンパワメント リカバリー

障害のある人を含めた
誰もが暮らすことのできる地域作り

前提となる既習事項

- ・ノーマライゼーション
- ・ソーシャルインクルージョン
- ・障害者の生活とその支援の歴史
- ・条約や各種法令の目的 理念

障害者権利条約

障害者基本法

障害者差別解消法

障害者総合支援法

相談支援の目的？

私が専門職として
障害当事者として
一貫してめざしているのは・・・？

フル・インクルージョン

完全な
ともに生きていける
ことができる社会を
つくっていくこと・・・

相談支援の変遷①

- ・1990年初めくらいから
入所施設支援から地域生活支援へ舵を切り始める
- ・1995年ノーマライゼーション7か年戦略「障害者プラン」
- ・1996年
 - 市町村障害者生活支援事業 (身体障害)
 - 障害児者地域療育等支援事業 (知的障害)
 - 精神障害者地域生活支援センター (精神障害)
- ※人口比で整備目標 30万人に2カ所ずつ
- ・1997年 障害者ケアマネジメントモデル事業開始
- ・2000年 介護保険制度
- ・2002年 1996年に始まった相談支援事業一般財源化
障害者ケアガイドライン策定

相談支援の変遷②

- ・2003年 支援費制度(措置から契約へ)
- ・2006年 障害者自立支援法 相談支援事業の法定化
※障害当事者による
セルフケアマネジメントの実施を盛り込んだ。
- ・2012年 障害者自立支援法改正 相談支援事業の
機能分化(計画・地域移行、定着・児童・基幹)
障害福祉サービス等利用計画の利用者拡大
- ・2013年 障害者総合支援法
- ・2015年 生活困窮者自立支援事業
(困窮した障害者が対象に)
- ・2018年 主任相談支援専門員の位置づけ

気がつけば・・・ケアプランナーになってしまった？

国連の人権条約と障害者

国連の9大人権条約

・人種差別撤廃条約

(国連の採択年1965年・日本の締結年1995年)

- ・国際人権自由権規約(1966年・1979年)
- ・国際人権社会権規約(1966年・1979年)
- ・女性差別撤廃条約(1979年・1981年)
- ・拷問等禁止条約(1984年・1999年)
- ・子どもの権利条約(1989年・1994年)
- ・移住労働者の権利条約(1990年・未締結)
- ・強制失踪条約(2006年・2007年署名)

・障害者の権利条約(2006年・2007年署名・2014年批准)

※障害者の機会均等化に関する基準規則(1993年 採択48/96)
サマランカ宣言 ユネスコ (1994年)

障害者権利条約 第1条

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

障害者権利条約 第3条

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）

及び個人の自立の尊重

(b) 無差別

(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容

(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部

及び人類の一員としての障害者の受入れ

(e) 機会の均等

(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ

(g) 男女の平等

(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重

及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

障害者権利条約 第19条

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

すなわち 障害があっても
その人らしい暮らしが
実現できるように

どこで 誰と 暮らすか
どんな暮らしをしていくのか
その人らしい暮らしを
実現していくための
お手伝い！

障害者基本法の基本理念

2011年8月5日から

(地域社会における共生等)

- 第三条 第一条に規定する社会の実現は、**全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。**
 - 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 2 **全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。**
 - 3 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

国連障害者の権利条約によって大きく変わる

2006年12月採択 2007年9月日本政府調印 2008年5月3日国連発効

2011年8月障害者基本法改正 2012年障害者総合支援法 2013年6月障害者差別解消法成立

2014年1月20日 **批准成立** 2月19日日本発効 なんと**140番目**の批准国

- ・ 条約の主な内容・他の者との平等・地域で暮らすをあたりまえに
- ・ 本人中心生活支援 ・社会モデル ・Nothing About us Without us.

憲法

条約批准

国内法

条例

・障害者基本法

障害者総合支援法

{身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法・発達障害者支援法・児童福祉法・高次脳機能障害・特定疾患(難病)}

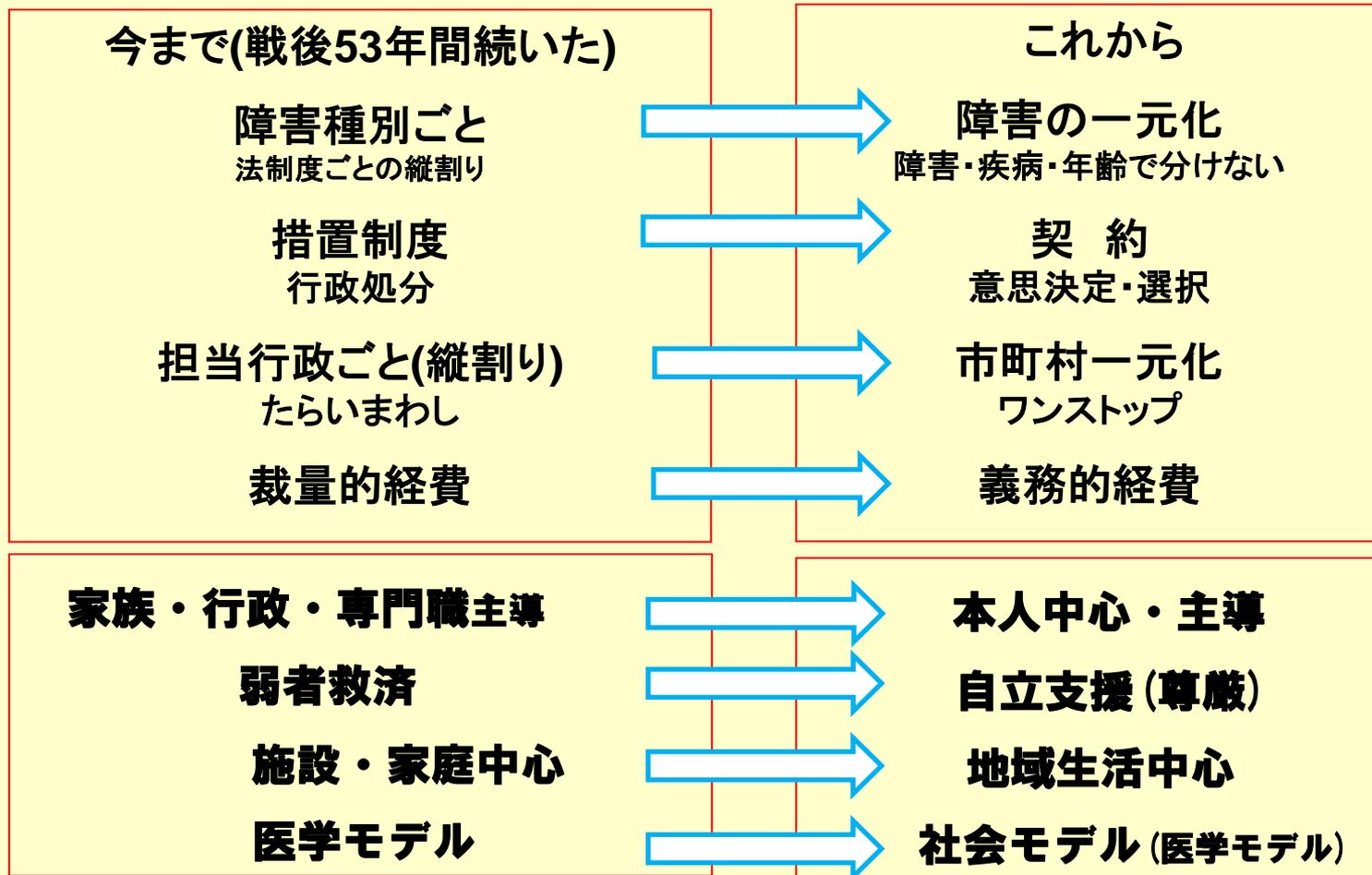
千葉県・北海道・岩手県・大阪府・熊本県・沖縄県などの障害者差別解消条例

国内法整備

- ・障害者虐待防止法
- ・障害者優先調達法
- ・差別解消法
- ・障害者雇用促進法
- ・障害者基本法改正
- ・精神保健福祉法改正
- ・社会保障改革プログラム法
- ・生活保護法の一部改正
- ・生活困窮者自立支援法
(27年度から)
- ・アルコール健康障害対策基本法

基本が変わった

180度変わった



相談支援とは 相談支援専門員とは

総合相談機能の必要性

ワンストップ・包括支援の必要性

障害や病気のある人や家族には困っている人たちがいる

一度の相談だけでいい人と継続的に相談支援する人がいる

地域で生活をするには寄り添ってくれる相談者が必要

過去の入所・入院者の中には地域で普通に暮らしたい人がいる

地域では多様な生活資源が分散化しているので本人に統合する相談が必要

今迄もこれからも資源はいつも多様で・複雑で・分散化している

生活資源の分散化・法制度の分散化

サービスの分散化・専門分化による専門機関の分散化

「相談」も分散化

ゆえに、ワンストップで総合的な相談支援が必要となった

障害者総合支援法 第1条 目的

この法律は、障害者基本法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障害者総合支援法 第1条②

基本的理念

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

児童の権利に関する条約－4つの柱－

・生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

・守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

・育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

・参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

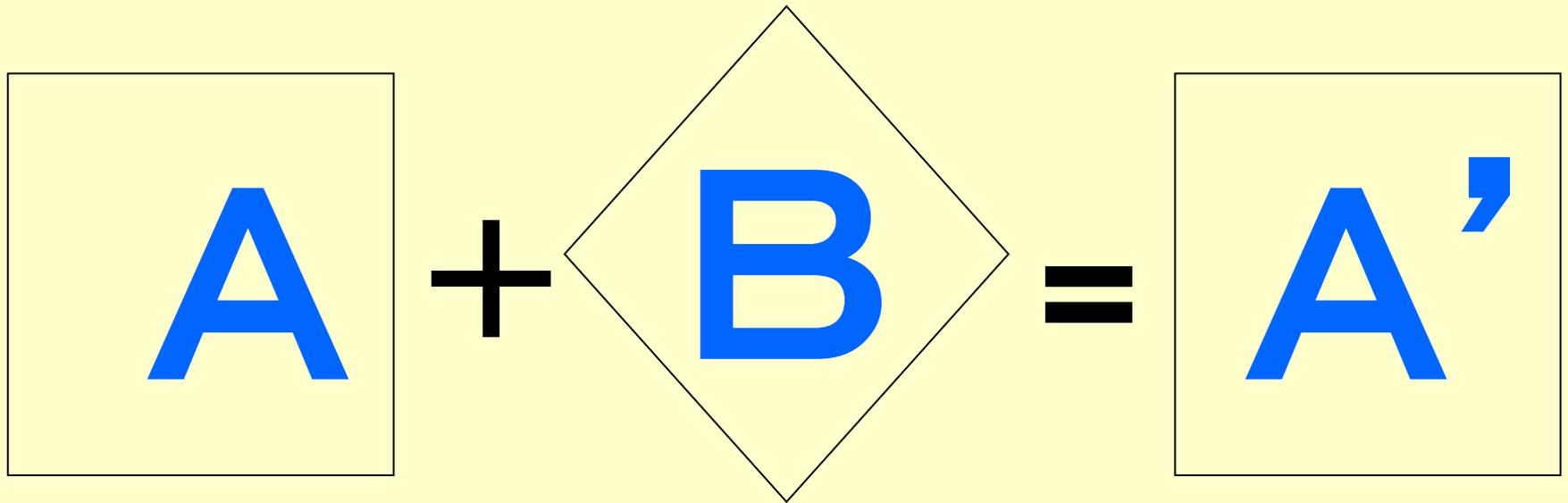
児童の権利に関する条約 第23条①

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2. 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

Integration (インテグレーション)

統合化

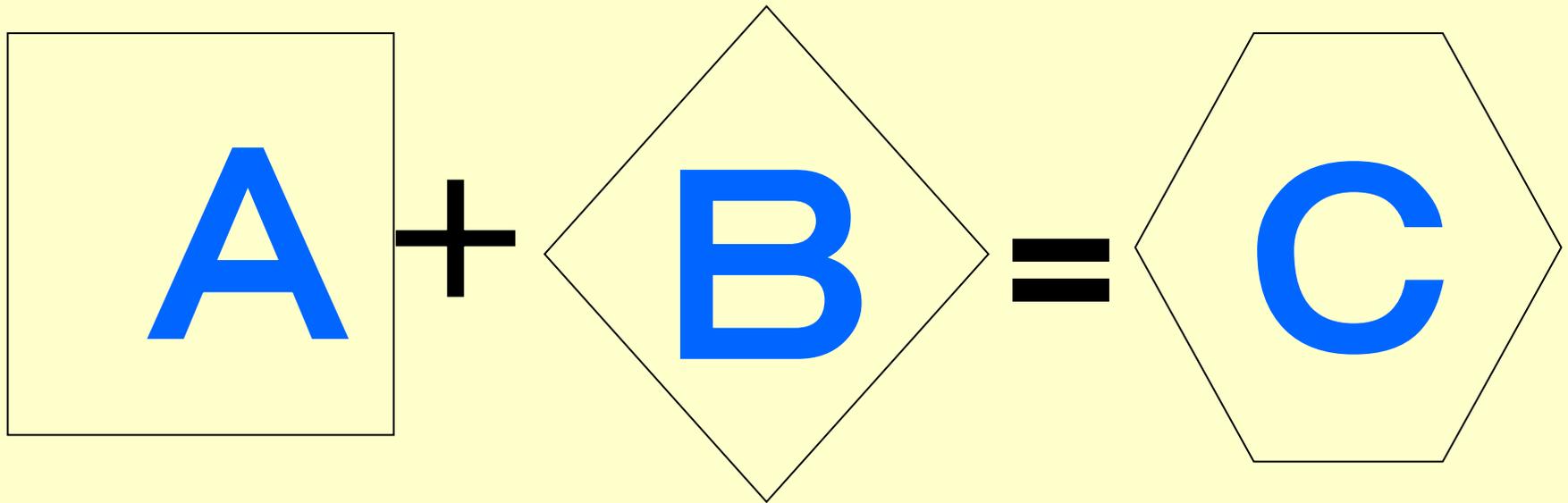


枠組みを変えなければ、お客さんになってしまう。

玉木の解釈

Social Inclusion

社会的包摂



ともに生きていくことができる新しい社会を構築していく。
みんなのための社会づくりへ

障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

- ・身体障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害
内臓などの病気
知的障害 発達障害 精神障害などのある人たちが
障害者と言われてきたが・・・
- ・本当は、それらの人たちが 地域の中で
阻害され生きづらさなどを感じている状態のことをいう。
また、地域社会の仕組みや
それらをつくってきた人たちの
意識(こころ)の中にこそ
真の「障害」が潜んでいる。 (玉木の理解)

いま世界は「障害の社会モデル」

たしかに、表面的に見てわか
る障害、見てもわからない障
害は、あるかもしれません。
しかし、ボクの暮らしづらさ、
生きづらさはわかりますか？

みんな一人ひとりの
障害のある人に対する
見方や考え方に
本当の「障害」がある。

ということは・・・

- 「障害」という表記も
「障がい」とか「しょうがい」に変えることで
ほんとうに「障害」はなくなるのだろうか。
本当に障害のある人の尊厳を守ることになるのか。
見方を変えると「優しさの押し売り」にも見えてしまう。
- 「障碍」と表記するところもあるが、妨げるという
みで、日本語では、電柱の上に付いている白い陶
器「碍子」にしか使わない。
- ひらがな表記に変えることで、社会(まち)に障害が
あることを社会でごまかしているのではないだろ
うか。
**よって、障害のある人の自立生活が
すすまなくなるかもしれない。**

私の生育歴は・・・？

- 1968年8月23日 兵庫県姫路市生まれ
出生時、仮死状態だったおかげで脳性麻痺
- 4歳の終わりから、肢体不自由児療育施設に
単独入園 1年6ヶ月 障害者としての洗礼
- 施設退所後、地元の幼稚園に3学期からすんなりと入園するも、修学前検診でビンゴ。入学予定の小学校ともめる。
- 無事、小学校、中学校は、普通学校へ通学するも、理不尽な理由で全寮制の養護学校高等部へ(当時 全国に3校のみ)
- 日本福祉大学社会福祉大学第Ⅱ部へ進学。
無事、卒業。

自己決定・意思決定支援の前提となる基本 次に課題としたことは **関係性の壁**

客体化(対象化)された固定的関係が強い

「治療され保護される者』として〔医学モデル〕



主体化(本人中心)された関係

『個』の確立 自己決定 対等性〔社会モデル〕

- 障害者は「援助する・世話する者」と「される者」の関係
- 「自由の奪う人」と「奪われた人」の関係
- 「鍵を持つ人」と「鍵を持たない人」の関係
- 「管理する者」と「管理される者」の関係
- 精神医療は「治す人」と「治される人」の関係
- パターナリズム(父権的温情主義)という力のある者のほどこしも

これらの関係では対等性は担保されず本人中心にはならない。

関係性の転換なくして本人中心にはならない

社会モデルの誤解や勘違い

医学モデル

VS

社会モデル
(自立生活モデル)

医学の否定ではない

医学モデルのイメージ

医療

指示

余暇

保健

教育

就労

等々

住宅

福祉

活動

本人の暮らし

社会モデルのイメージ

社会モデル(自立生活モデル)

本人の暮らしに対する思い

福祉

医療

教育

保健

住宅

就労

余暇

活動

等々

地域自立生活の理念

障害のある人もない人も

地域で 助け合いながら

その人らしい暮らしを

ただふつうに
地域で暮らして
いきたいだけ

その思いに

寄り添いながら

一緒に考えていくしくみが

「相談支援」

そのものだと思う

政策転換

障害者施策の変化

障害者基本法(昭和45年 心身障害者対策基本法)

2002年度まで

2003年～

2006年～

2013年～

行政処分・措置

パターナリズム

契約 本人中心・意思決定

53年間以上

措置制度

知的障害者福祉法(昭和35年)
精神保健福祉法(昭和25年)
身体障害者福祉法(昭和24年)

公的責任(税金)
家族・専門職・
行政主導

支援費制度

契約福祉へ

障害者自立支援法

契約福祉(応益負担)

総合福祉法骨格提言
裁判・国との合意文書

児童福祉法(昭和22年)

障害者総合支援法

権利条約批准

障害者総合福祉法

?

弱者救済から

自立支援へ(自助・互助・公助) 統合・総合

医学モデル 専門職主導

本人中心・意思決定 社会モデルへ

裁量的経費

義務的経費

政策転換

障害者施策の変化

障害者基本法(昭和45年 心身障害者対策基本法)

2002年度まで

2003年～

2006年～

2013年～

行政処分・措置

パターナリズム

契約 本人中心・意思決定

53年間以上

分離処遇
施設で暮らすか、
地域で隠れて
暮らす時代

24年

契約
社へ

障害者
自立支援
法

契約
支援
法

文書

社会の一員としての
包摂処遇
相談支援によって
安心の生活支援
「地域で暮らす」が
あたりまえに

裁量的経費

義務的経費

障害者は障害のない人と同じ人生を
歩むことが出来る共生社会に

どこで誰と暮らすかについて
選ぶ権利が認められる社会となった
親なき後も安心して生きていける
しかし

現実には、まだまだ！！
相談支援専門員が
みんなと力を合わせて実現させる

そもそも相談支援とは？

その1

- ・日本語として考えると・・・

「相談」

物事を決めるために他の人の意見を聞いたり、話し合ったりすること。また、その話し合い。(自己選択・自己決定)

「支援」

他人を支え、たすけること。(お手伝い)

そもそも相談支援とは？

その2

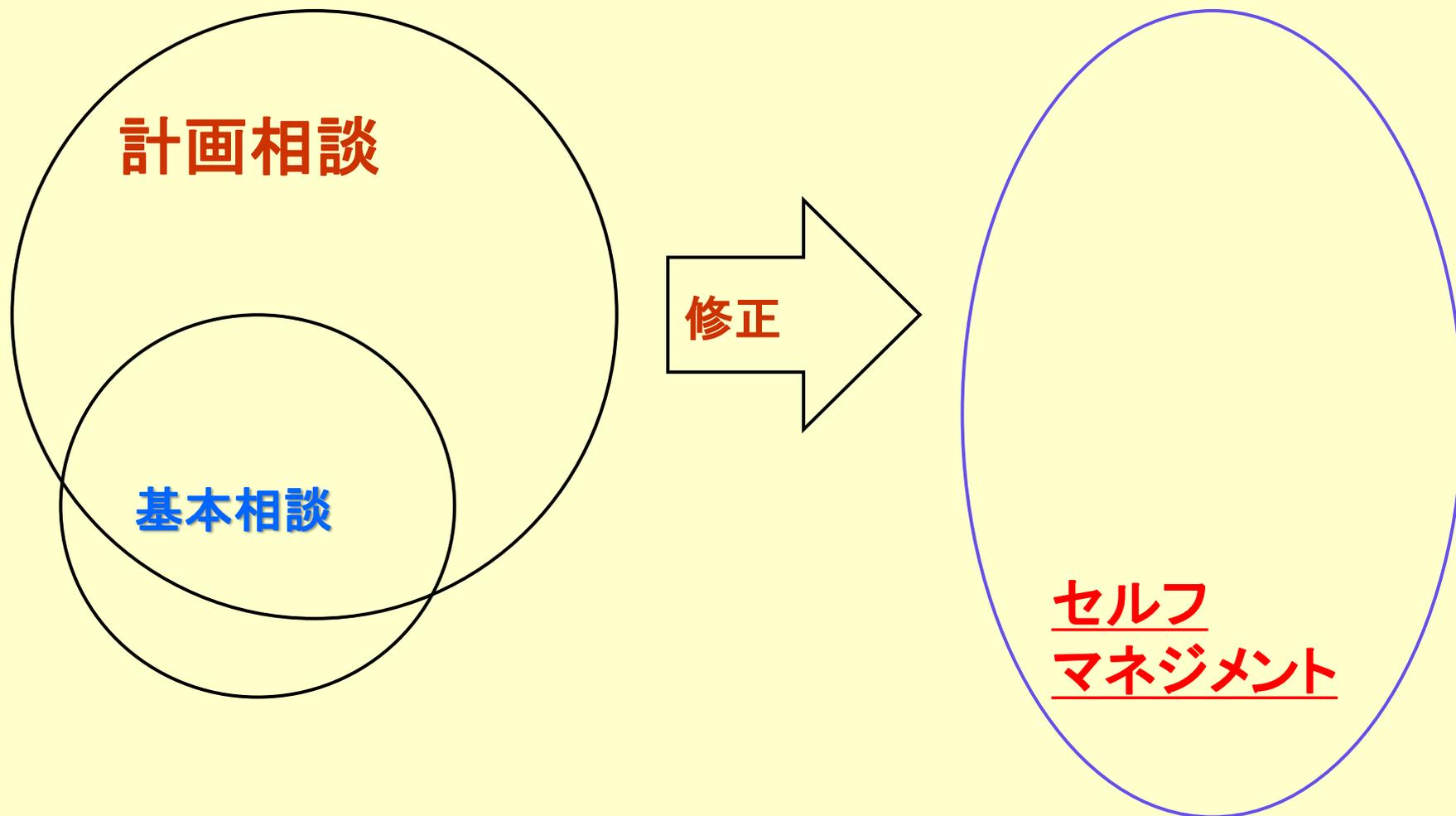
- しかし、地域自立生活をすすめていく上で「相談支援」は、欠かせないけれど…市町村にも大きな格差がある

- 福祉サービス等利用計画作成を

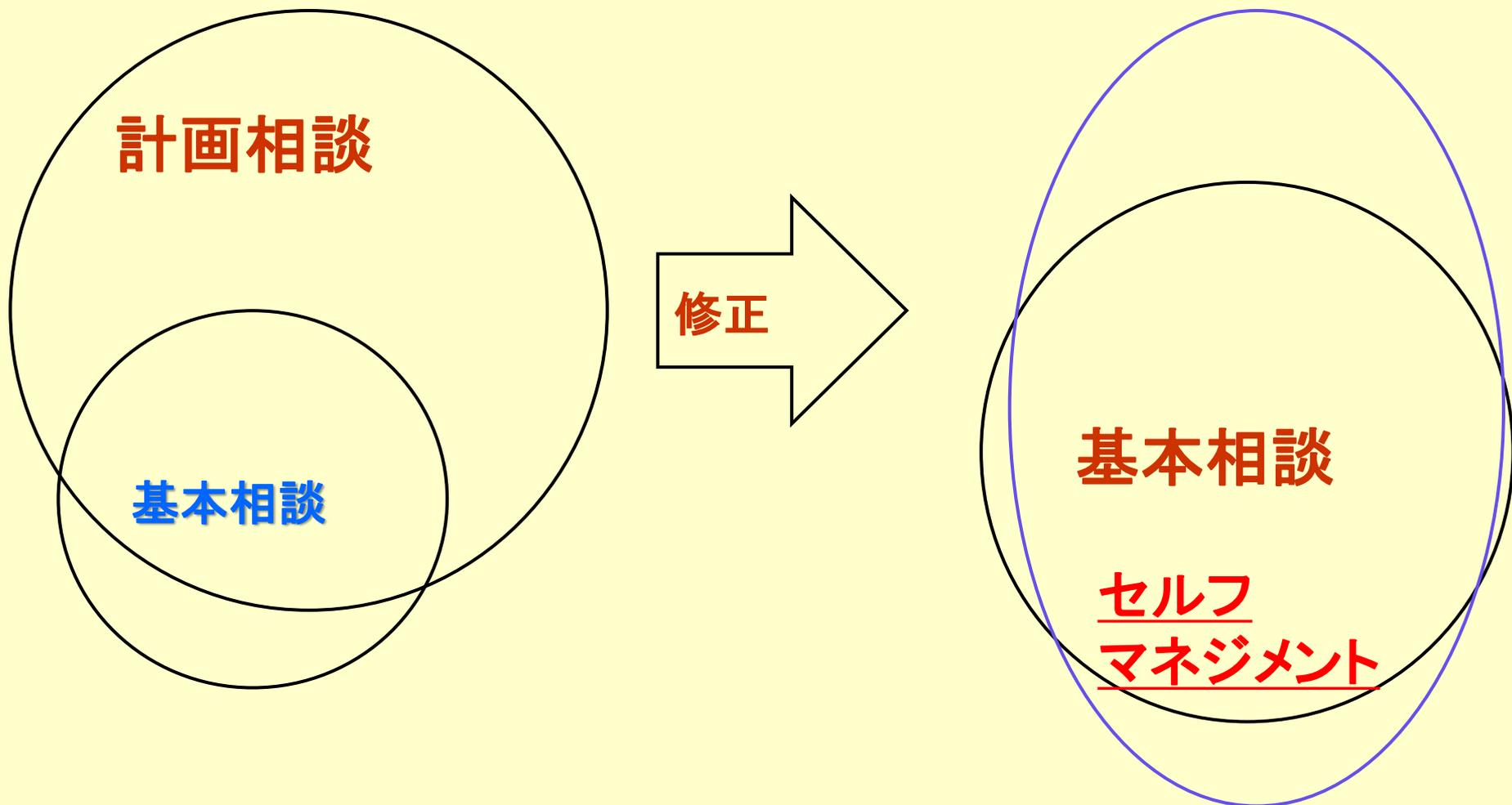
個別給付化

これを「相談支援」と勘違いしている人も
少なくはない

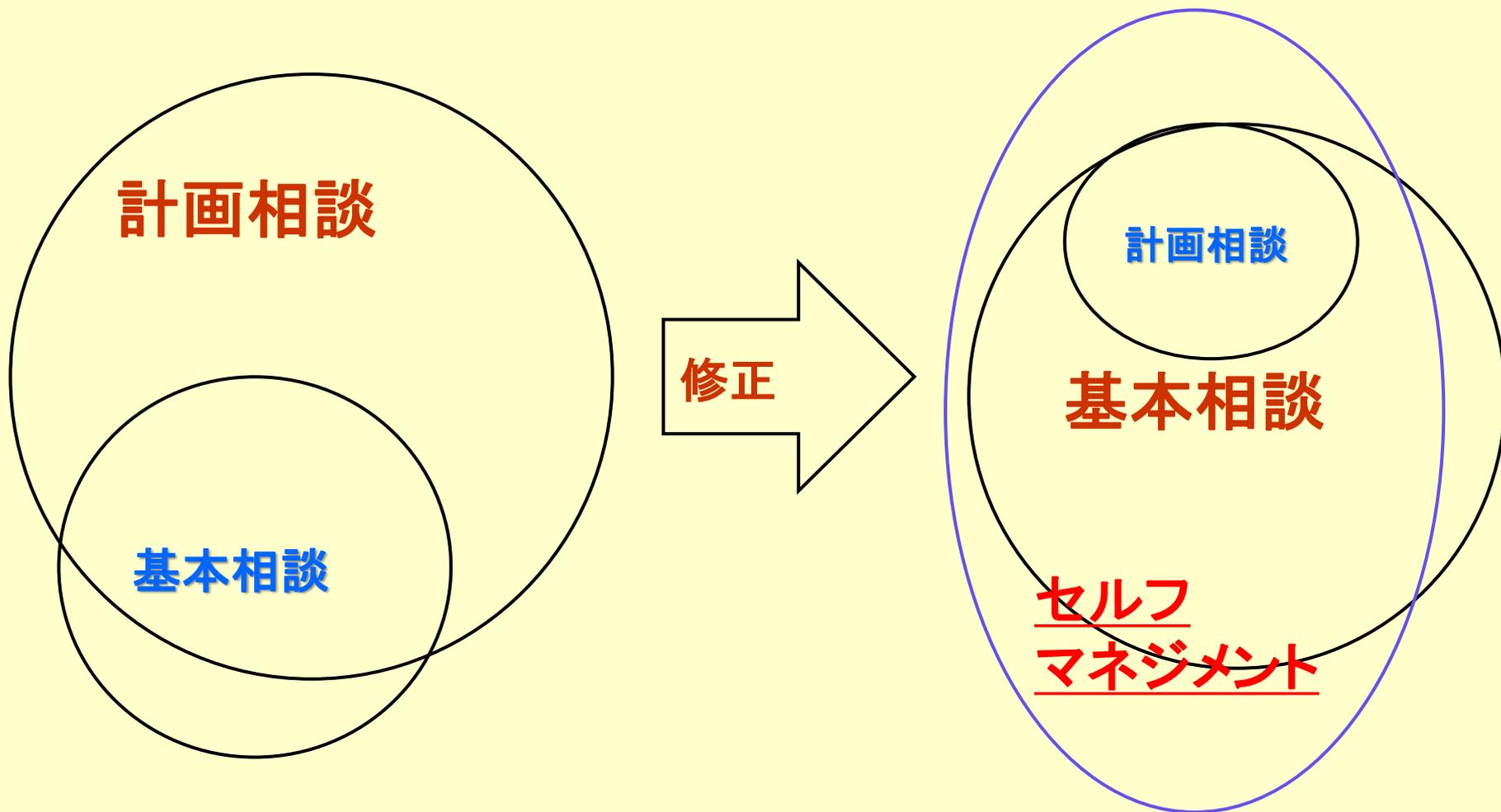
相談支援についての理解・・・



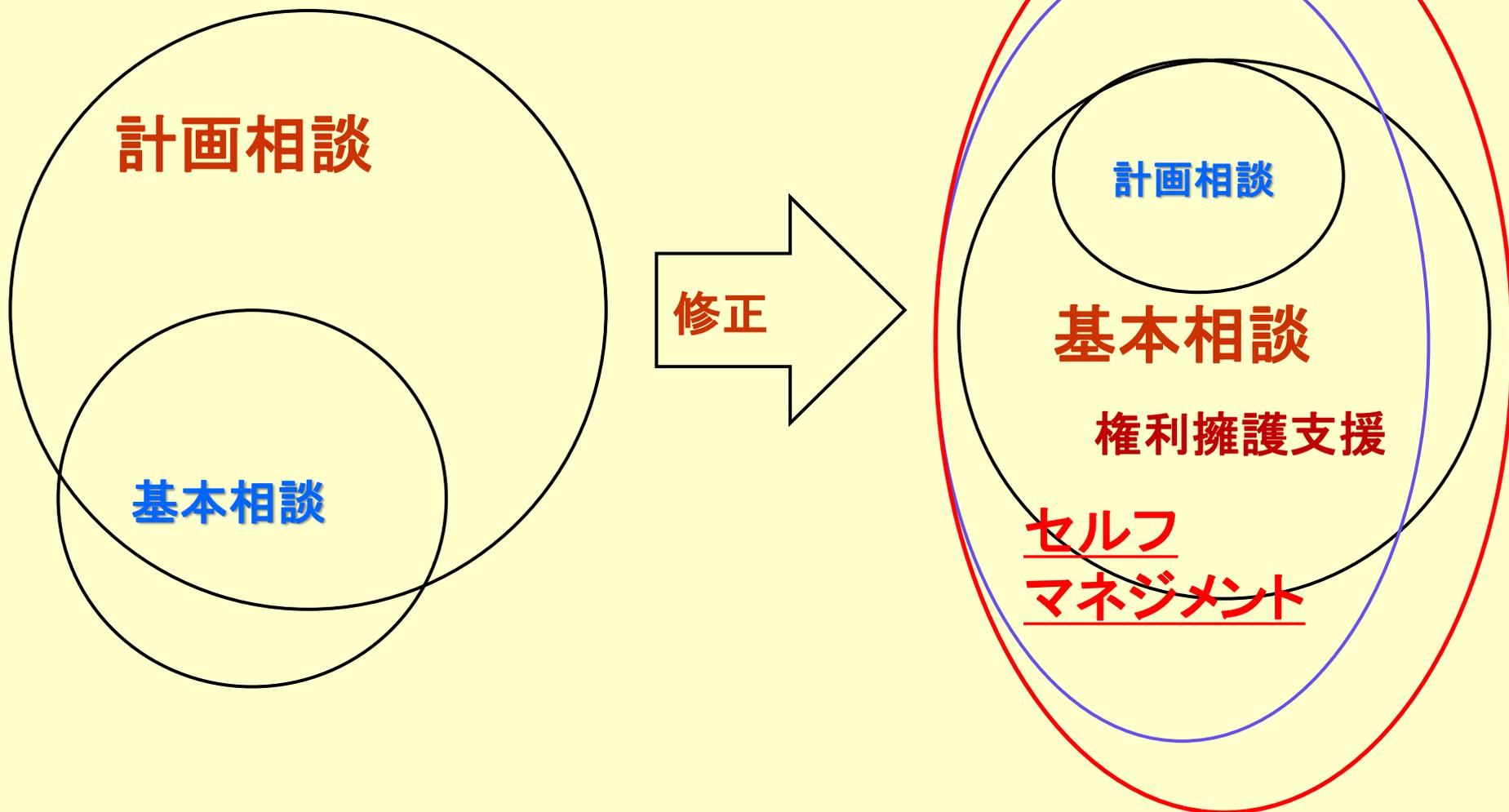
相談支援についての理解・・・



相談支援についての理解・・・



相談支援についての理解・・・



そもそも相談支援とは？その3

- 障害者の地域生活を支える相談支援
- 本人中心のケアマネジメント

基本は...セルフマネジメント支援であるはず。

- 地域の財産となりうる社会資源の改善 開発
- 入所施設や病院からの地域生活移行支援
- 地域自立支援協議会からの地域作り

などなど...

本来のソーシャルワークであるはずだが
毎日毎日をどう生きるのか。
暮らしが良くなっていくからこそ

夢が語れるのでは？

そもそも権利擁護とは？

・日本語として考えると・・・

「権利」 **生まれながら、個別にあるもの**

ある物事を自分の意思によって、自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力。

(自己決定・自己選択)

「擁護」 **権利を行使するためのお手伝い(支援)**

危害、破壊を加えようとするものから、かばい、まもること。

自立って何だろう？！

- ・自分のことは、自分ですること？
- ・自分で働いて、稼いだお金で生活すること？
- ・結婚して、子どもを育てること？

大事なことではあるけれど…。

自分の暮らしは、自分で決めることから始まると思う。
自分だけでできないことを手伝ってもらえばいいよ！

自己決定・自己選択
そして 意思決定支援へ

「バリバラ」

2019年7月25日20時からの放送は・・・



←首や腹を刺され重傷を負った尾野一矢さん
事件から3年、仮の施設で
元気に暮らしている

ひとり暮らしをめざし、
去年からヘルパーとともに
過ごす取り組みを始めた
→



自己決定・自己選択ができるようにお手伝いをすること

そのために必要なことは

意思決定支援



意思疎通

意思形成

意思表示

意思実現



本人中心の相談支援の主要な基本

- ・ リカバリー
- ・ 希望
- ・ エンパワースメント
- ・ ストレングス
- ・ Place—Train モデル

詳しくは、
相談支援の基本的視点で
学習しますが・・・

この講義で、
押さえておきたいポイント
として

エンパワメント (Empowerment) :

〔「エンパワメント」と「自立」を心がけた実践を行う〕

- エンパワメントとは人が「自分らしく、生活主体者として、自己(意思)決定能力を高め、自己を主張し、生きて行く力を発揮して行くことを促進する過程」である。
- 従来の相談援助の多くは、専門家側の考える治療やリハビリ、プランを基に、利用者を支援してきた。
- これからは、利用者自身が自分の暮らし方や人生に積極的になり、自己決定できるよう支援し、障害を抱えた人が、自分の生活について判断し決定を行う権利と能力を有しているとの前提のもと、相談支援は寄り添って見守り、時に相談されれば意見を伝え、情報の提供や、本人と共に考えることなどをして一步一步の歩みを支援しながら暮らし続けること。

エンパワメントとは・・・

「その人間関係・社会関係において、自分の自己決定や参加・参画が、自分だけでなく、仲間や社会にも意味・価値があるのだという実感と実態」を意味します。

(障害者本人中心の相談支援とサービス等利用計画ハンドブック

編集 朝比奈ミカ 北野誠一 玉木幸則 ミネルヴァ書房 2013年)

障害者差別解消法の成立

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)ができました

目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによつて、すべての国民が障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

2016年4月1日施行

障害者差別解消法の改正

障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律

改正のポイント

- ・ 民間事業者も合理的配慮の提供が法的義務になった。
- ・ 差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設ける。
など

2021年6月4日交付

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、**負担になり過ぎない範囲**で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い

（例）障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

●合理的配慮

（例）筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

合理的配慮 (reasonable accommodation)

reasonable

- 1 理にかなっている, 道理の通った, 筋道がたっている
- 2 道理にはずれない, 正当な, 公平な, 適当な, ほどよい, (値段について) 相応な, 法外でない

accommodation

- 1 (...への) 順応, 適合 (adaptation) ((to ...))
- 2 調整 (adjustment); (紛争などの) 和解, 調停 (reconciliation)
- 3 [社会] 応化: 個人・集団間で 相互の適合関係を深めていく過程.
- 4 好都合, 便宜 (を図ること); 世話焼き, 親切 (obligingness);
もてなし とあるが...

一定の理にかなった措置・調整を意味すると訳され、

具体的には、一定の理にかなった「便宜」「助け」と解釈すべきであろう。

合理的配慮とは？

その人らしく

生きていくための

理にかなった

工夫の積み重ねである。

合理的配慮とは？

決して、お願いではなく。

まっとうな権利主張。

配慮という言葉自体が

対等ではない。

「配慮」というよりは「調整」

合理的配慮って・・・難しい？



工夫の積み重ねが大切になってくる！

相模原事件や
旧優生保護法訴訟などを受けて

「いのちを絶対に
守っていく」
ことの決意

「バリバラ」2016年8月7日の放送は・・・

緊急企画「障害者殺傷事件を考える」

7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者施設で入所者が次々に刺され、19人が死亡、26人が重軽傷を負う事件が起きた。容疑者は施設の元職員で、「障害者がいなくなればいい」といった趣旨の供述をしているという。バリバラでは緊急座談会を開催。事件の背景に何があるのか。再発を防ぐために何が必要か。視聴者のみなさんから寄せられたメールも紹介しながら、障害のある当事者、支援者とともに考える。

福島智さん（全盲ろう／東京大学先端科学研究センター教授）

メッセージ…

なぜ、これほど心が痛むのだろう。なぜ、これほど恐れを感じるのだろう。無抵抗の障害者の殺害が、「二重の意味での殺人」と感じられるからだろうか。肉体的生命を奪う「生物学的殺人」。人の尊厳や生きる意味自体を否定する「実存的殺人」。だが、魂が凍りつくようなこの不安の原因は、たぶんそれだけではない。私たちと容疑者が、まったく無関係だとは言いきれないと、私たち自身がどこかで気づいてしまっているからではないか。容疑者は衆議院議長への手紙で、障害者を殺す理由として、「世界経済の活性化」をあげた。障害者の存在は、経済活性化を妨害するというのだ。

しかしこうした考えは、私たちの社会にもありはしないか。労働力の担い手としての経済的価値で、人間の優劣が決められる。そんな社会にあっては、重度障害者の生存は軽視されがちだ。そしてほんとうは、障害のない人たちも、こうした社会を生きづらく、不安に感じているのではないか。なぜなら、障害の有無にかかわらず、労働能力が低いと評価された瞬間、社会から切り捨てられるからだ。障害者を刺し殺した容疑者のナイフは、同時に、私たち一人一人をも刺し貫いている。

相模原障害者殺傷事件で 見えてきたこと

- ・植松くんだけの問題ではないということ。
- ・『障害者』は、いない方がいいと思っている人もいるということ。
- ・『生産性』という言葉にビクビクしている人がいるということ。
- ・今もなお『優生思想』が健在であるということ。

**生まれてきたら
生き続けるということ**

旧優生保護法(1948年～1996年)

第一章 総則（この法律の目的）

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術（任意の優生手術）

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、

本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときは、その同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

- 1 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的人格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの
- 2 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的人格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの
- 3 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

兵庫県

「不幸な子どもの生まれない県民運動」について

1966年4月 兵庫県衛生部が中心となって同運動スタート
同年6月「不幸な子どもの生まれない施策を進めるために」(兵庫県 医第556号)策定。以降、各種施策とともに県民大会等を展開。

1970年8月 兵庫県「不幸な子どもの生まれない対策室」設置

1973年 論文「幸福への科学」 不幸な子どもを定義

1974年4月 障害者団体の抗議を受けて、
「不幸な子どもの生まれない対策室」廃止、運動の名称も変更される

兵庫県が示した「不幸な子ども」とは

『不幸な子どもの生まれない施策—5か年のあゆみ—』

(1971年10月)によると、

「この施策の対象となる”不幸な子ども”とは、どのような者を指すのか、分類すると次のごとくである。

1 生まれてくることを誰からも希望されない児

人工妊娠中絶胎児

2 生まれてくることを希望されながら不幸にして周産期に死亡する児

流産・死産児、新生児死亡、乳児死亡

3 不幸な状態を背負った児

遺伝性疾患をもつ児、精神障害児、身体障害児

4 社会的にめぐまれない児

保育に欠ける児」

優生保護法が廃止されて
母体保護法が
制定されたが……

母体保護法(1996年～)

胎児の命は？

この法律の目的

第1条 この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。

定義

第2条 この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で厚生労働省令をもって定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的
又は**経済的理由**により母体の健康を
著しく害するおそれのあるもの

経済的理由って何？

新型出生前診断 異常判明の96%中絶 利用拡大①

妊婦の血液から胎児の病気の有無をたやすく調べられる「新型出生前診断」(NIPT)で、3年前の導入以来、検査で異常が確定して妊娠を続けるかどうか選択できた人のうち96.5%にあたる334人が中絶を選んでいたことが分かった。検査を受けた女性は2万7696人に上り、「命の選別」との指摘がある一方、利用が拡大している実態が浮かんた。

新型出生前診断を実施している病院グループ「NIPTコンソーシアム」が、加入する44施設の昨年12月までの実績を集計した。

対象となっている疾患は、21トリソミー(ダウン症)、心臓疾患などを伴う18トリソミーと13トリソミーの計3種類。いずれかで陽性反応が出たのは全体の1.7%にあたる469人。このうち、診断を確定するためその後に行った羊水検査で異常がなかったのは35人、流産・死産が73人のほか、その後が不明の人などもいた。残り346人のうち334人が中絶したのに対し、異常が分かっても妊娠を継続した女性が12人いた。

新型出生前診断、本格議論へ 地域医院への拡大が焦点①

妊婦の血液からおなかの赤ちゃんのダウン症などを調べる新型出生前診断（NIPT）について、厚生労働省が28日、新たな検討部会を立ち上げる。日本産科婦人科学会（日産婦）が公表した、地域のクリニックでも検査を受けられるようにする新指針の扱いが焦点になる。ただ、中絶につながる可能性のある検査でもあり、慎重な意見もある。

検討部会は、産婦人科や小児科などの医療関係者のほか、法学や生命倫理、障害者福祉の専門家など約20人で構成。新指針だけでなく、妊婦への相談支援体制、胎児期からの小児医療や福祉施策との連携などについても検討する。

NIPTは検査の前後に十分なカウンセリングなどが実施されることなどを前提に、大学病院など109カ所に施設を限定して実施が認められてきた。だが新指針によって、認定制度に合格し遺伝学の知識を備えた産科医がいるなどの条件を満たせば、小規模な医療機関でも検査を受けられる可能性が出てきた。日産婦によると70カ所ほど施設が増える見込みがある。

検査が受けやすくなることが期待できる一方、「命の選別」につながる可能性があり、施設を広げることには慎重な声もある。認定施設でつくる「NIPTコンソーシアム」の調査では、検査後に羊水検査などで陽性が確定した妊婦の約9割は中絶を選んでいる。

[朝日新聞デジタル](#) 2020年10月26日

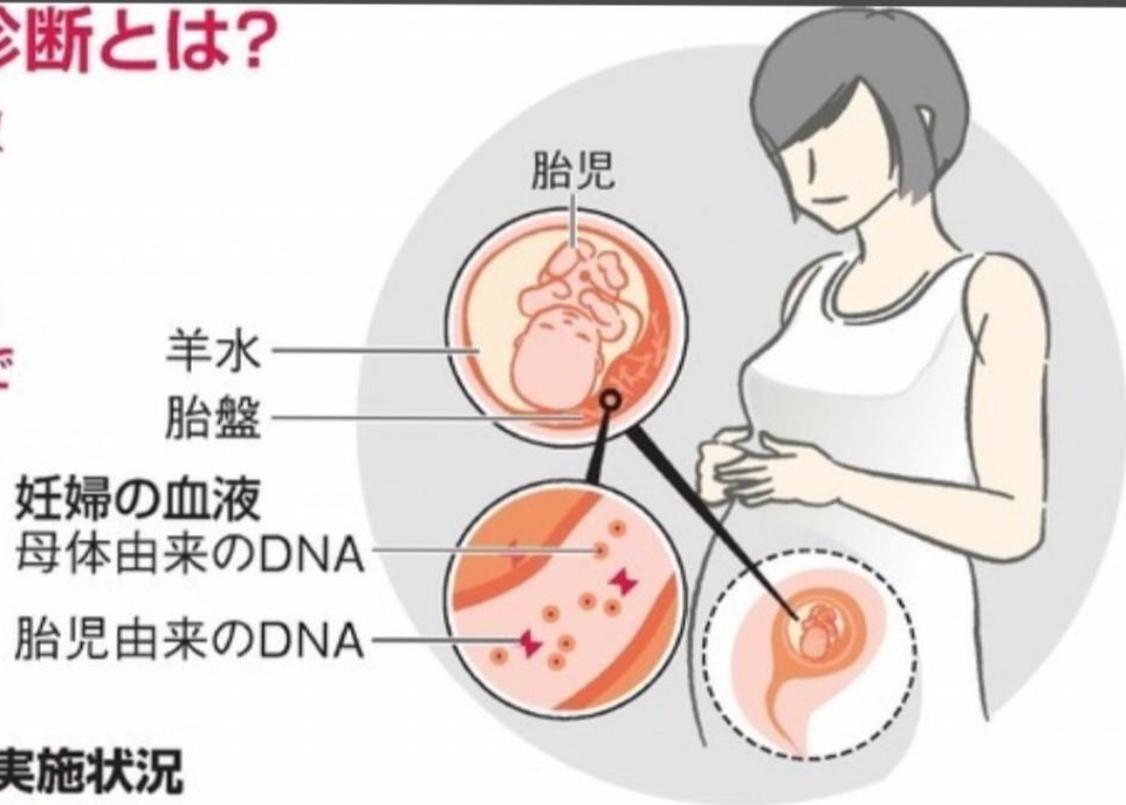
新型出生前診断、本格議論へ 地域医院への拡大が焦点②

新型出生前診断とは？

妊婦の血液を採取



わずかに含まれる
胎児由来のDNAで
染色体を調べる



新型出生前診断の実施状況



NIPTコンソーシアムの調査から。
2013年4月～2019年3月

偽陽性 110人

- 妊娠継続は 48人
- ほかに追跡できない人も

玉木の意見

新型出生前診断を拡大するための議論であれば、気持ち悪い。診断自体は、否定しないが、産むための診断であってほしい。

実際は、検査結果が陽性であった場合、9割以上が中絶を選んでいるそうであるが、この検査は、確定診断ではない。

しかも、現行の母体保護法では、「障害を理由とした中絶」は、認められていない。にも関わらず、この記事を読む限りは、日本産科婦人科学会が「障害を理由とした中絶」を容認しているのではないだろうか。まずその姿勢から議論されるべきではないだろうか。

日本産科婦人科学会の責任は、とても重たく、結果ありきの議論になってはならないと、ボクは思っている。

今後もこの議論を注視していきたい。

あらためて対象となる障害者とは・・・

障害者差別解消法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

ということは・・・

当然、介護保険サービス等を利用している65歳以上の人、障害者差別解消法の下、まもらなければならないということになる。

すなわち・・・

高齢になったとしても、病院や特別養護老人ホーム等で暮らすことをすすめられることなく、住み慣れた場所で暮らし続けられる環境整備が必要であり、それを推進していく機能のひとつとして、地域包括ケアシステムが必要になるのではないか？

ということは・・・

当然
65歳
まもら

真の

フル・インクルージョン

をめざして・・・

人
な
境
能のひ
必要になる

いる
。

二環
いく機
システムが

福祉サービスにおける具体的なポイントは？

「不当な差別的取扱い」

- ・強度行動障害の人は、ちょっと・・・
- ・触法の方はちょっと・・・

「合理的配慮の不提供」

- ・重度になったから 医療的ケアが必要だからお受けできません。
- ・うちは、精神障害専門なので・・・。

※それぞれ事業所で考えてみましょう。

事業所間の連携が必要となってきます。

障害者差別解消法が施行されるにあたり
障害福祉サービス事業所は、



いろいろな立場の人から注目されてくるはず・・・

「不当な差別的取扱い」は、していない？

「合理的配慮の不提供」は、していない？

例えば・・・

- ・障害者の雇用率は、評価される。
- ・支援員 教員等の様子は、市民が見ている。

※真にソーシャルインクルージョンをめざす
姿勢が問われはじめています。

障害者差別解消法

障害福祉

いろいろ

「不当

「

例

・

※



私たちの支援が

差別解消推進の

ブレーキに

ならないように

いる。

めざす

はしめている。

人権としてとらえていく

ピープルファースト (People First)

「わたしは、障害者としてではなく、
まず、ひとりの人間として見てほしい」

(まず第1に人間として…)

(それは、高齢者なども同じことではないか?)

チャイルドファースト (Child First)

「わたしは、障害児としてではなく、ま
ず、ひとりのこどもとして見てほしい」

こんな社会にしたいな

障害のある人もない人も
助け合いながら
その人らしい暮らしを
実現していける社会に

発展的学習事項として…

(初任者研修受講後)

意思表示や意思形成が非常に困難な障害者の意思決定支援をすすめていくことができるように。

※専門コース別研修等

「意思決定支援」

「意思形成支援」が展開できること。